

**○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件**

**(平成30年12月21日財務省告示第339号)**

**(平成31年1月1日適用)**

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十九年十二月財務省告示第三百四十八号）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月一日から適用する。

平成三十年十二月二十一日

財務大臣 麻生 太郎

百三十六の次に次のように加える。

百三十七 ベリーズ通貨 一ベリーズ・ドルにつき本邦通貨五六円

百三十八 セーシェル通貨 一〇〇セーシェル・ルピーにつき本邦通貨八一円